

鳥取県告示第428号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
八 頭 町	平成19年度から 平成20年度まで	八頭町（上峰寺の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭町上峰寺の一部	平成21年6月23日
〃	〃	八頭町（見槻及び志子部の各一部）の地籍図及び地籍簿	八頭町見槻及び志子部の各一部	〃
〃	〃	八頭町（奥野[701・702]の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭町奥野[701・702]の一部	〃
湯 梨 浜 町	平成19年度から 平成20年度まで	湯梨浜町（大字宮内及び大字藤津の各一部）の地籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字宮内及び大字藤津の各一部	〃
〃	〃	湯梨浜町（大字埴見の一部）の地籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字埴見の一部	〃
南 部 町	平成19年度から 平成20年度まで	南部町（田住及び市山の各一部）の地籍図及び地籍簿	南部町田住及び市山の各一部	〃
〃	平成18年度から 平成20年度まで	南部町（与一谷及び鍋倉の各全部）の地籍図及び地籍簿	南部町与一谷及び鍋倉の各全部	〃